

審査基準表

提案者: _____

採点者: _____

提案書項目	基礎点		加点点						
	※一の項目でも点が付かない場合には、加点点の集計は行わない。		※ 以下について、具体性、確実性がある場合には、内容に応じて加点点する。						
0. 全般的・横断的事項	0	5	・環境保全と風力発電の導入促進を両立する内容となっており、偏りが無いこと。(環境保全が確保されていない提案や、風力発電の導入が見込めない又は極めて小さい提案は不可とする。) ・ゾーニングマニュアルの趣旨を踏まえたものであること。	0	3	6	9	12	15
1. ゾーニングの目的、背景	0	5	・地方公共団体が主導してゾーニングを行う目的が明確なこと。 ・環境保全と風力発電の導入促進を両立する目的となっていること。	0	1	2	3	4	5
2. 上位計画・関連計画との関係	0	5	・地方公共団体における風力発電に関連する計画が把握されていること。	0	1	2	3	4	5
3. ゾーニングの対象範囲	0	5	・ゾーニングの対象範囲が地図に記載されているか、文章の場合には初年度に範囲を地図で明らかにすることが示されていること。	0	1	2	3	4	5
4. 風力発電の導入見通し	0	5	・既存計画における風力発電の導入目標の設定の有無や時期が把握されていること。 ・既存調査等による風力発電のポテンシャル等について、陸上については数値が記載されていること。洋上については数値が記載されているか、初年度に早期に把握する内容となっていること。 ・導入見通し等の設定に努められていること。	0	2	4	6	8	10
5. 地域の概況	0	5	・地域の概況について、自然的状況、社会的状況、事業性に係る情報について整理されていること。	0	1	2	3	4	5
6. ゾーニングに係る情報	0	5	・環境保全、社会的調整、事業性に係る情報について一覧表で示されていること。 ・環境保全等の法令により指定された保護地域については、マニュアルに沿った取扱いになっていること。	0	2	4	6	8	10
7. -1 ゾーニングマップの作成手順(エリアの種類、手順)	0	5	・エリアの種類が、保全、調整、促進の内容を含む3種類以上であり、環境保全と風力発電の導入促進の両立を図るものであること。	0	2	4	6	8	10

7. -2	ゾーニングマップの作成手順(レイヤーの作成・エリアの設定方法)	・主要なレイヤー5つ以上について、現時点で想定されるエリアの設定方法が記載されていること。	0 5	・レイヤーの選定とエリアの設定方法が具体的で適切であること。 ・重み付けが必要な環境要素がある場合には、その反映方法が効果的であること。 ・現地調査を行う場合にあっては、レイヤーの選定とエリアの設定方法への反映について具体的に示されていること。	0 5 10 15 20 25
7. -3	ゾーニングマップの作成手順(導入見直しに応じてたゾーニングの見直し)	ゾーニングの見直しについて記載していること	0 5	・見直しの方法が具体的、効果的であり、確実性があること。	0 2 4 6 8 10
8.	関係者・関係機関の抽出	・地方公共団体の実施体制が示されていること。環境保全部署(環境影響評価、自然環境等担当)とエネルギー担当部署が分かれている場合には、緊密に連携する体制が示されていること。 ・調整が必要な関係者・関係機関等が一覧表で整理されていること。また、環境保全と風力発電の推進に関する対象が含まれていること。地方環境事務所が含まれていること。	0 5	・地方公共団体の実施体制が、定期的に会合等が持たれ内容の確認が行われる等、具体的に機能する内容であること。 ・提案に当たり、市町村と都道府県の連携体制が相互に確認されており、役割分担が具体的に効果的であること。 ・調整が必要な関係者・関係機関等の一覧表において、地域に応じた創意工夫がなされており、対象毎に合意形成に係る位置づけ・役割等が整理されていること。 ・先行利用者、環境保全団体、地域住民等が適切に把握されていること。	0 3 6 9 12 15
9.	合意形成の進め方	・協議会等が設置されるものであること。 ・個別調整・個別ヒアリング、有識者等ヒアリング、パブリックコメント、その他の方法を適切に組み合わせたものであること。	0 5	・協議会等が公開であり、行政機関、有識者等だけでなく、先行利用者、環境保全団体、地域住民等の関係者を含んでいること。 ・協議会等について、その目的・役割、会議体の構造(下部会議体の有無)、設置時期及び回数、協議内容が効果的であること。 ・その他、調整方針、調整方法が対象に応じた効果的な内容であること。 ・パブリックコメントが行われるものであること。	0 5 10 15 20 25
10.	ゾーニングマップの公表と策定後の見直し	・公表の考え方、方法等が示されていること。 ・ゾーニングマップ策定後の見直しが示されていること。	0 5	・公表について、対象に応じ、複数の方法を組み合わせるなど、効果的な方法であること。 ・公表内容について、検討経緯等を含めた公表を行う、事業者が引き続き対応すべきことをまとめるなど、創意工夫があること。 ・ゾーニングマップ策定後の見直しについて、確実に実施されることが見込まれる方法が具体的に示されていること。	0 2 4 6 8 10
11.	ゾーニングの実証	・適地について標準配慮書を作成し、応募する地方公共団体内の環境影響評価担当部局及び環境省担当者の確認を受けることが示されていること。 ・ゾーニングに基づく風力発電の導入に関する取組の検討が示されていること。	0 5	・標準配慮書の構成、作成方法が具体的に示されていること。 ・応募する地方公共団体内の環境影響評価担当部局(環境影響評価担当部局がない場合は所在する都道府県の環境影響評価担当部局)及び環境省の確認を受ける方法が具体的に示されていること。 ・ゾーニングに基づく風力発電の導入に関する取組の検討を具体的に示すこと。提案する取組の内容及び数に応じて加点する。	0 10 20 30 40 50
12.	その他の取組	-	-	・保全エリアにおける実効性を確保する方策の検討が示されているか。(例:環境影響評価、ガイドライン、条例等における対応等) ・累積的影響についての検討が示されているか。	0 5 10 15 20 25
13.	他の委託事業・補助事業との関係	・他の委託事業・補助事業等がある場合、本モデル事業の内容と重複がないことが示されていること。	0 5	-	- - - - - -
14.	実施計画	・実施計画が明らかであること。初年度に協議会等が開催されており、ゾーニングマップ案が作成されていること。	0 5	・実施計画が十分に具体的かつ現実的なスケジュールとなっていること。	0 1 2 3 4 5
15.	経費	・経費の内容がバランスがよく適切であること。	0 5	-	- - - - - -

基礎点合計

加点合計

※ 風力発電に係るゾーニングの実績(類する取組を含む)を有する地方公共団体については、策定されたゾーニングマップ及び提案書を踏まえて評価する。

総計